

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

戸田市

### 二 作業種類

公共測量（戸田市三級基準点改算業務）

### 三 作業地域

戸田市

### 四 作業期間

令和元年十二月十一日から令和二年二月二十八日まで